

3章

健康で安全安心に 暮らせるまちづくり

- | | |
|----|-----------------|
| 1節 | 安全な生活の実現 |
| | 1項 危機管理体制の確立 |
| | 2項 雪に強いまちの確立 |
| | 3項 防犯・交通安全体制の確立 |
| 2節 | 安心して暮らせる毎日の実現 |
| | 1項 健全な消費・食生活の確保 |
| | 2項 保健・医療体制の充実 |
| | 3項 消防・救急体制の充実 |
| | 4項 社会保障制度の確保 |

1 節 安全な生活の実現

1 項 危機管理体制の確立

基本方針

大規模災害に備え、避難、救助、援助などの防災活動が迅速に行われるよう、各種防災情報の提供や防災資機材の配備を進めながら、行政・関係機関・地域が一体となった総合的な防災対策の推進につとめます。

災害時の避難場所としての活用や火災時の延焼防止のため、公園・オープンスペース^(注1)の整備につとめます。

市民相互の助けあいにより災害における被害を軽減するため、地域防災力の強化と育成をはかります。また、介助が必要な障害者や高齢者の情報を的確に自主防災組織^(注2)

などに提供し、安全の確保につとめるとともに、ボランティアの受入体制を整備します。

水害や土砂災害などを防止するため、河川改修や雨水管整備、急傾斜地崩壊対策工事などを進めます。

危険物災害などの大規模事故を未然に防止するため、危険物施設への査察や危険物管理体制の強化指導を行います。

新興感染症^(注3)などの発生とまん延を防ぐため、対応マニュアルの作成や関係機関との連携など、健康危機^(注4)管理体制を整備します。

主要施策

3 - 1 - 1 - 1

防災体制の構築と防災拠点の整備

(1) 防災体制の整備

本市の防災活動を総合的かつ計画的に推進するため、高齢化の進行や都市構造の変化に

関係機関との物資供給等に係る協定

協定名称	協定機関	応援の内容
災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	秋田市民消費生活協同組合	生活物資の供給および運搬
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	イオンモール(株)イオン秋田ショッピングセンター イオン(株)ジャスコ御所野店 イオン(株)ジャスコ土崎港店	避難場所として建物および駐車場の提供 生活物資の供給
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	マックスバリュ東北(株)	避難場所として建物および駐車場の提供 生活物資の供給および運搬

注1) オープンスペース
緑地や広場を含む公共の空地。

注2) 自主防災組織
地域の防災力を最大限に発揮するため、平時における防災知識の普及や防災訓練の実施および災害発生時における情報の収集・伝達や避難誘導、被災住民の救出・救護などの自主的な防災活動を組織的かつ実効性のあるものとするためにつくられる組織。

注3) 新興感染症
鳥インフルエンザ、SARS(重症急性呼吸器症候群)など、この20年間に新しく知られてきた局地的あるいは国際的に公衆衛生上問題となる感染症。

注4) 健康危機
生命および健康に広範かつ重大な危害が生じ、または生じる恐れがある緊急の事態。

(2) 防災機能の整備

市と地域が一体となって防災活動が行える環境を整備するため、非常食をはじめとする生活用品や救助資機材などの緊急救援物資を、人口割合や年齢構成などの地域特性を考慮して、(仮称)市民サービスセンター^(注5)やコミュニティセンターなどの公共施設へ分散備蓄するとともに、災害用トイレの設置など、公共施設への防災機能の整備を推進します。

緊急救援物資備蓄状況

地区		中央部	東部	南西部	北部	河辺雄和	合計
品目	場所	八橋小学校 中通小学校 保戸野コミセン	城東中学校	新屋支所 御野場中学校 南中学校	土崎支所 港北小学校	河辺水防倉庫 雄和市民センター	全11箇所
	毛布	枚	1,421	1,150	1,550	1,550	335
乾パン	食	2,560	5,120	8,832	8,960	1,600	27,072
白飯(粥)	缶	1,920	2,040	2,880		1,440	8,280
粉ミルク	缶	48	36	48	48	20	200
哺乳ビン	本	60	60	60	60	60	300
タオル	枚	7,030	5,730	7,690	7,850	1,700	30,000
石鹸	個	1,320	1,080	1,440	1,440	323	5,603
紙おむつ	枚	2,592					2,592
排便処理袋	人分	2,425	1,900	2,600	2,600	600	10,125
防水シート	枚	246	200	270	270	68	1,054
トイレトーパー	ロール	3,960	3,160	4,360	4,320	960	16,760
石油ストーブ	台	25	20	25	25	5	100
簡易トイレ	台	7	6	8	8	1	30

(3) 防災情報の提供

平常時からの防災意識の向上と警戒時の安全で的確な避難行動を実現するため、災害危険区域や避難場所など地域の防災情報を盛り込んだハザードマップ^(注6)を作成し、市民への周知をはかります。

また、迅速で確実な各種防災情報の提供と共有のため、防災ネットあきた^(注7)で運用する情報を拡充するほか、防災行政無線などの情報伝達手段の整備につとめます。

【新県都プラン】防災行政無線整備事業

注5)(仮称)市民サービスセンター

中央・東部・西部・南部・北部・河辺・雄和の市内7地域に、支所・公民館機能などの複合化をはかり総合的に整備する予定の公共施設。現在、市役所本庁が持っている権限や予算を(仮称)市民サービスセンターへ可能な限り移譲し、地域の課題は(仮称)市民サービスセンターで対応することをめざしている。

注6)ハザードマップ

災害時における的確な避難行動や被害の低減をはかるため、予測される自然災害の発生地点、被害の拡大範囲、被害程度、避難経路および避難場所などの情報を示した地図。

注7)防災ネットあきた

登録者に対して市内における避難勧告や避難指示などの緊急情報を電子メールなどで配信する情報提供システム。

(4) 市民防災活動の促進

市と地域が一体となった救護や救援を行える組織の育成と強化をはかるため、市民への広報活動などにより、若年層を含めた自主防災組織の結成を促すとともに、地域特性に応じた防災活動や組織の活性化などに関する個別指導をはじめ、各種防災講演会や防災訓練などを通じて、市民が主体となった防災活動の促進につとめます。

(5) 災害ボランティアの受入体制の確保

大規模災害の発生時、被災者の救援などを行うボランティア活動の拠点として、関係機関と連携をはかりながら、社会福祉法人秋田市社会福祉協議会^(注8)を中心とした災害ボランティアセンターを設置します。

また、主に炊き出し、食事の提供、救援物資の仕分けなどを行う一般ボランティアと、医療活動や建物の応急危険度判定などを行う専門ボランティアの受入窓口を開設するとともに、その活動を支援します。

(6) 地域での要支援者^(注9)の情報の提供

重度障害者や満65歳以上の在宅寝たきり・ひとり暮らし高齢者に関する情報を自主防災組織または町内会に提供し、迅速な情報伝達と避難誘導の介助支援など地域の防災活動に役立てます。

(7) 緑やオープンスペースの整備・確保

地震災害時の避難場所や救護活動の拠点として、また、市街地火災時の延焼防止機能など、防災上、有効な施設として活用するため、都市公園^(注10)をはじめ、緑やオープンスペースの整備・確保につとめます。

(8) 災害対応体制の充実

災害発生時における被害の軽減をはかるため、高度救助用資機材の整備や救助隊員の養成など、ハード・ソフト両面の充実につとめるとともに、災害規模に応じ、消防相互応援協定^(注11)などを有効に活用します。

(9) 生物・化学災害などへの対応

生物剤・化学剤などに起因する大規模災害に備え、迅速な情報連絡体制の整備につとめるほか、初動体制の確立をはかります。

目標

指標	現況	21年度目標
市民防災活動の促進 〔自主防災組織結成率〕 (全国平均66.9%(H17.4.1) 平成18年版消防白書より)	57.9%	67.0%

3 - 1 - 1 - 2

水害・土砂災害対策の実施

(1) 河川の改修と環境整備の実施

流下能力の向上をはかるため、新城川や太平川、古川などについて改修を行います。また、大雨時の水害防止と川沿いの環境整備をはかるため、古川など7河川^(注12)について、河道閉塞部^(注13)の浚せつ^(注14)などを行います。

(2) 浸水対策の実施

雨水管の整備や生活排水路の補修など、集中豪雨により発生する浸水被害への対策を実施します。

注8) 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会

市内において様々な社会福祉事業を実施するとともに、市内に38ある地区社会福祉協議会と連携し、地域の支えあい・助けあいの意識を醸成するなど、地域福祉の推進役となっている民間団体。

注9) 要支援者

介護が必要な状態まではいかないものの、日常生活を営むうえで支障が見込まれる状態にある者。

注10) 都市公園

都市公園法に基づき国または地方公共団体が設置する公園・緑地。都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とした総合公園や、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とした街区公園など、14種類の都市公園がある。

注11) 消防相互応援協定

秋田県内各消防本部相互の広域応援体制を確立し、大規模災害や特殊な災害が発生した場合に、有効に対処することを目的とした消防組織法に基づく協定。

注12) 7河川

古川、宝川、白熊川、船沢川、会沢川、繫沢川、小出沢川。

注13) 河道閉塞部

河床に堆積した土砂などにより、流水機能が十分に確保されていない箇所。

注14) 浚せつ

河床に堆積した土砂などを、掘削して水深を深くすること。

(3) 急傾斜地の崩壊対策工事の実施

急傾斜地の崩壊による土砂災害を未然に防止するため、擁壁工事や法面工事などの対策工事の促進につとめます。

急傾斜地の崩壊対策



目標

指標	現況	21年度目標
河川の改修と環境整備の実施 河川改修事業（普通河川古川） 〔進捗率〕 牛島工区（H19着手）	-	37.0%

3 - 1 - 1 - 3

大規模事故の予防策の整備

(1) 危険物施設などの査察の徹底と自主保安管理体制への指導

危険物施設や石油コンビナート施設の査察を徹底し、防災管理者^{注15)}などに対する自主保安管理体制を強化するとともに、企業との連携をはかり、危険物災害の未然防止につとめます。

目標

指標	現況	21年度目標
危険物施設の査察の徹底と自主保安管理体制への指導 〔危険物施設の年間査察実施率〕 (平成17年度危険物施設数 1,902施設)	33.0% (15~17年平均)	40.0% (19~21年平均)

注15) 防災管理者

石油コンビナート等災害防止法で定める一定数量以上の石油や高圧ガスなどを貯蔵し取り扱う事業所において、災害の発生と拡大の防止に関する業務などを統括管理する者。

3 - 1 - 1 - 4

健康危機の防止体制の整備

(1) 健康危機への対応力の強化

健康危機における技術的、専門的業務に対応するため、医師、看護師、薬剤師などの専門技術職員の確保につとめるとともに、疫学^{注16)}的分析・調査、緊急時の対応に関する人材育成、健康危機事例に関する研究調査、情報収集などを行います。

また、健康危機発生時の迅速な対応のため、情報通信手段の確保や検査機器の整備、医薬品などの備蓄状況の把握を行うなど、初動体制の確立をはかります。

(2) 新興感染症対策の強化

新興感染症の対応マニュアルを作成するとともに、検疫所や秋田県健康環境センターなどの関係機関と連携をはかり、新興感染症発生時のまん延を防止します。

また、定期的に訓練などを実施し、新興感染症対策の強化をはかります。

目標

指標	現況	21年度目標
新興感染症対策の強化 〔危機管理訓練の実施回数〕	年1回 (17年度)	年3回

注16) 疫学

人の集団における病気の起こり方や広がり方を調べて、病気の原因そのものや、深刻さ、起こりやすさなどを決める原因を探る医学の一分野。

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
1 防災体制の構築と防災拠点の整備 (1) 防災体制の整備	【市】 関係機関との連携強化 防災協定の効果的な運用 【市民（企業、NPO^{注17）}】 防災協定の締結による地域への支援	個人情報の管理と情報の取り扱い 関連協定との連携・調整
1 防災体制の構築と防災拠点の整備 (4) 市民防災活動の促進	【市】 自主防災組織結成への意識啓発 防災資機材の提供や講習会の開催などによる支援 【市民】 自主防災組織の結成と自発的・積極的な防災訓練などの実施	
1 防災体制の構築と防災拠点の整備 (5) 災害ボランティアの受入体制の確保	【市】 ボランティア関係団体との相互理解 災害時のボランティア活動の体制づくり 【市民】 災害ボランティア活動への理解 災害発生時の救護活動への参加	
1 防災体制の構築と防災拠点の整備 (6) 地域での要支援者の情報の提供	【市】 介助の必要な方に関する情報提供 【市民（自主防災組織、町内会）】 災害発生時の災害弱者の介助と的確な情報伝達	個人情報保護への配慮と対象の拡大
4 健康危機の防止体制の整備 (1) 健康危機への対応力の強化	【市】 平常時の備えと、指針・マニュアルなどに基づいた実効性ある体制の整備 【市民】 健康被害を被らない情報の入手	健康被害発生時の正確な情報の伝達
4 健康危機の防止体制の整備 (2) 新興感染症対策の強化	【市】 新興感染症情報の提供とまん延の防止 【市民】 新興感染症に関する知識の習得と予防行動	不正確情報の流布防止

注17) NPO (Non Profit Organization)
 継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

主要施策

3 - 1 - 2 - 1

雪に強いまちづくりの推進

(1) 雪に強いまちの研究

豪雪にも対応するため、地域バランスを考慮した堆雪場の適正配置を行うとともに、市街地における空閑地の有効な活用方法や住宅密集地域の除排雪対策のあり方について研究します。

(2) 歩道消融雪設備整備事業

冬期の安全で快適な歩行者空間を確保するため、消融雪施設^(注1)を設置し、歩道のネットワーク化をはかります。

(3) 融雪施設改良事業

坂道などに設置されている融雪施設の機能維持をはかるため、耐用年数を超えている箇所の補修を行います。

また、交通量の増加など社会情勢に変化があった場合には、融雪施設の整備を検討します。

(4) 防雪柵等整備事業

防雪柵を整備し、冬期間における道路の吹き溜まりなどの防止や視程障害の緩和をはかり、車両および通学児童の通行の安全を確保します。

目標

指標	現況	21年度目標
歩道消融雪設備整備事業 〔整備延長〕	2,782m (2路線) (12~18年度)	1,070m (2路線) (19~21年度)
融雪施設改良事業 〔整備箇所〕	7カ所 (15~18年度)	3カ所 (19~21年度)
防雪柵等整備事業 〔設置済み箇所数〕 〔整備延長〕	12カ所 (S63~18年度) 8,372m (S63~18年度)	3カ所 (19~21年度) 1,270m (19~21年度)

注1) 消融雪施設
ロードヒーティングなどで歩道を温め、路面上の融雪や凍結防止を行う施設。

3 - 1 - 2 - 2

地域における除排雪体制の構築

(1) 地域における助けあい・支えあいによる雪対策の実施

ひとり暮らし高齢者などが安心して冬期間を過ごすことができるよう、除雪ボランティアの有効な活用方法の研究や早期募集を行うとともに、雪寄せ・雪下ろし事業者に関する情報を早期に提供するなど、市・地域・市民それぞれが担う役割と責任を明確にし、助けあい、支えあいによる雪対策を実施します。

(2) 除排雪機械などの貸し出し

町内会や地域が共同で排雪作業を行う際に、ダンプトラックまたは積み込み機械のいずれかを無償で貸し出すほか、生活道路や歩道除雪を実施する町内会などに対し、ハンドガイド式小型ロータリ除雪機などを試験的に貸し出します。

目標

指標	現況	21年度目標
除排雪機械などの貸し出し 〔除排雪機械貸し出し町内数〕	40町内 (15~17年度)	48町内 (19~21年度)

3 - 1 - 2 - 3

道路除排雪の実施

(1) 効率的な道路除排雪の実施

安全で円滑な冬期道路交通と歩行者空間を確保するため、適正な機械力の配備や堆雪場の配置などにより作業効率の向上をはかるほか、除雪車両の出動基準や排雪作業の実施基準を定めた道路除排雪の基本計画に基づき、早期除雪と計画的な排雪作業を実施します。

(2) 除排雪関連情報の提供

GPS^(注2)を活用した除雪車両ロケーションシステム^(注3)によって、車両の位置や作業状況など、除雪作業に関する情報の公開や降雪時に活用できる情報の提供などを行います。また、市内各地域に居住する市職員が地域情報員として、雪に関する情報収集を行います。

目標

指標	現況	21年度目標
効率的な道路除排雪の実施 〔市街地における堆雪場の確保〕	-	試験箇所 5カ所
〔「冬期の除雪」についての市民意識調査結果「悪い」「どちらかといえば悪い」の合計〕	61.9%	50.0%未満

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
2 地域における除排雪体制の構築 (1) 地域における助けあい・支えあいによる雪対策の実施	【市】 地域団体との連携体制の充実 除雪ボランティア制度の案内 雪寄せ・雪下ろし事業者情報の提供 【市民(地域)】 地域コミュニティによる狭あい道路、通学路の除雪への協力 高齢者や身体の不自由な方だけの世帯の雪寄せ・雪下ろしの協力 【市民】 効率的な除排雪作業の障害となる車両や障害物を放置しない	
3 道路除排雪の実施 (1) 効率的な道路除排雪の実施	【市】 機械による除排雪作業 除排雪作業に関する情報の提供 【市民】 機械除雪後の玄関先や車庫前に寄せられた雪の間口除雪	

注2) GPS (Global Positioning System)
人工衛星から電波を受信し、航空機・船舶・車・人などの位置を把握するシステム。

注3) 除雪車両ロケーションシステム
電子地図上で除雪車の位置情報をリアルタイムに確認し、インターネットや携帯電話で住民への情報提供を迅速かつ効率的に行うシステム。

3項 防犯・交通安全体制の確立

基本方針

市民を犯罪から守るため、行政と地域が連携をはかりながら、防犯活動に対する支援や啓発活動の推進につとめます。

児童生徒の安全を確保するため、学校・地域・関係機関が一体となって、学校内および通学路などにおける防犯環境の整備に取り組めます。

市民を交通事故から守るため、良好な交通環境を確保するとともに、交通安全意識の啓発につとめます。

主要施策

3 - 1 - 3 - 1

地域防犯の強化

(1) 防犯活動推進事業

犯罪のない明るく住みやすい地域社会をつくるため、自主的な防犯活動を展開する防犯協会^(注1)の活動を財政面から支援するとともに、防犯協会との協議や各種防犯キャンペーンの実施を通じ、防犯意識の普及・啓発につとめます。

また、玄関灯点灯運動^(注2)の推進により、安全安心な地域社会の形成につとめます。

(2) 町内防犯灯の設置と維持管理に対する支援

夜間の犯罪防止や通行の安全のため、町内会の要望に基づき、防犯灯を設置します。また、町内会で管理している防犯灯の維持管理に要する経費を助成します。

3 - 1 - 3 - 2

児童生徒の安全対策の実施

(1) 子どもの安全確保プランの策定

児童生徒を中心とした子どもたちの安全を確保するため、事故予防、犯罪予防の観点から環境整備を効率的に進めるとともに、関係団体との連携を効果的に進められるよう、子どもの安全確保プランを策定します。

(2) 小学校の警備

児童が安心して学校生活をおくることができるよう、すべての小学校に警備員を配置し、不審者、不審物へ対応します。

(3) 地域と連携した安全対策

児童生徒の安全確保のため、学校やPTA、地域の町内会や老人クラブなどで構成される安全対策委員会^(注3)のパトロール活動などにより、安心して登下校できる環境づくりを進めます。

また、より多くの市民の目で子どもたちの安全を見守るため、電子メールを活用して、不審者に関する情報を提供します。

注1) 防犯協会

防犯意識の普及・啓発や犯罪予防に関する自主的な防犯活動を行っている市民団体。本市には、中央、臨港、東の3つの防犯協会がある。

注2) 玄関灯点灯運動

暗がりをなくし、犯罪が起こりにくい安全安心な地域社会を形成するため、市民が自宅の門灯や玄関灯を終夜点灯する運動の啓発を行う事業。

注3) 安全対策委員会

学校、保護者、地域が一体となって、児童が安心して登下校できる環境づくりを目的として活動している組織の総称。小学校を中心に、町内会や老人クラブ、PTAなどで構成されている。

目標

指標	現況	21年度目標
地域と連携した安全対策 〔安全対策委員会の人数〕	8,162人	10,000人

3 - 1 - 3 - 3

交通安全対策の実施

(1) 交通安全教室の開催

交通安全教育として、就学前のすべての子どもを対象とした幼児交通安全教室を開催します。また、秋田市交通指導隊^(注4)を中心としながら、老人福祉施設の関係者などとの連携により、高齢者交通安全教室を開催します。

(2) 交通安全活動団体への支援と連携

市民の交通安全意識を高めるため、秋田市交通安全母の会連絡協議会^(注5)や交通安全協会などを支援するとともに、各団体と連携をはかりながら、交通安全活動を効果的に展開します。

(3) 放置自転車対策事業

良好な都市環境を確保するため、自転車等放置禁止・規制区域における自転車の放置防止につとめるとともに、自転車等駐車場の適切な管理・運営を行います。

(4) 交通安全施設等整備事業

交通事故の減少と交通安全の確保をはかるため、カーブミラーや道路照明灯など交通安全施設の整備を進めます。

目標

指標	現況	21年度目標
交通安全対策の実施 〔交通事故死者数〕	9人 (17年1月～12月)	7人以下 (21年1月～12月)
〔交通事故死傷者数〕	2,307人 (17年1月～12月)	1,800人以下 (21年1月～12月)

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
1 地域防犯の強化 (2) 町内防犯灯の設置と維持管理に対する支援	【市】 町内防犯灯の設置 町内防犯灯維持管理に対する財政支援 【市民(町内会)】 町内防犯灯の維持管理	

注4) 秋田市交通指導隊

本市における道路交通の安全を確保するため、秋田市交通指導隊要綱により設置された団体。街頭指導、交通安全についての教育や意識の普及・啓発を行う。

注5) 秋田市交通安全母の会連絡協議会

母親の立場から、特に子どもと高齢者の交通事故防止や飲酒運転の徹底追放をはかるなど、家庭からの交通事故防止活動を推進しているボランティア団体。

2 節 安心して暮らせる毎日の実現

1 項 健全な消費・食生活の確保

基本方針

市民の消費生活の安定と向上のため、消費者教育や啓発を充実させます。また、消費者トラブルを早期かつ迅速に解決するため、相談・救済体制の充実・強化につとめます。

市民が安心して食品を入手できるよう、食品衛生体制を整備し、安全性を確保します。

子どもや親が健全な食習慣を身につけられるよう、栄養指導や体験学習などにより、食育^(注1)の推進につとめます。

主要施策

3 - 2 - 1 - 1
消費者支援の実施

(1) 消費者教育や啓発の実施

消費者トラブルを未然に防止するため、市民に消費生活に関する情報を提供するほか、消費生活に関する知識を習得できる機会を充実させるなど、消費者啓発を積極的に行います。

また、消費者団体^(注2)と連携をはかりながら、消費者教育や啓発事業を実施します。

(2) 消費生活相談事業

悪質商法によって複雑化する消費者トラブルから市民を守るため、相談・救済体制の充実をはかるほか、警察や弁護士会など関係機関との連携を強化し、機動的な対応を行います。

(3) 公正な取り引きの確保

消費者と事業者の公正な取り引きを確保するため、事業者に対し、適切なサービスや商品情報の提供などにつとめるよう、要請や指導を行います。

目標

指標	現況	21年度目標
消費者教育や啓発の実施 〔出前講座の開催回数〕	年30回 (17年度)	年40回

3 - 2 - 1 - 2
食品衛生体制の整備

(1) 食品衛生監視指導の実施

食品の安全性を確保するため、市民の意見を反映した食品衛生監視指導計画^(注3)を策定し、重点的、効果的な監視指導や食品検査を実施するとともに、事業者や市民への食品衛生知識の普及・啓発をはかります。

(2) 食品衛生検査体制の整備

基準を超える農薬などが残留した食品をすみやかに排除するとともに、食中毒の未然防止や被害拡大防止のため、検査の迅速性と信頼性を確保する検査機器を計画的に整備します。

注1) 食育

食に関する様々な経験を通じて、食の安全に関する知識や望ましい食習慣を身につけるとともに、地域の産物や食文化についての理解を深めることにより、心身の健康の増進や豊かな人間形成をはかること。

注2) 消費者団体

消費者によって自主的に組織された団体。消費生活の諸問題について消費者の利益擁護を目的に活動する。

注3) 食品衛生監視指導計画

飲食物が原因となる衛生上の事故を未然に防止するため、地域の実情を踏まえて毎年度策定する計画。

また、食肉の安全性を確保するため、食肉検査機器を整備し、BSE^(注4)検査などの食肉衛生検査を実施します。

BSE検査風景



目標

指標	現況	21年度目標
食品衛生監視指導の実施 〔食品関係許可施設の監視件数〕	2,841件 (17年度)	3,000件

3 - 2 - 1 - 3

食育の推進

(1) 妊婦や乳幼児の保護者への食育の推進

妊婦や乳幼児の保護者が望ましい食習慣を身につけることができるよう、食事指導や個

別相談などを充実させることにより、食生活に関する正しい知識の普及につとめます。

(2) 児童生徒への食育の推進

児童生徒の心身の健康増進をはかるとともに、豊かな人間性など「生きる力」の基礎を培うため、正しい食習慣の指導をはじめとする食育の推進につとめます。

また、保護者に対する給食や食育に関する情報提供などにより、食育に関する意識の向上につとめます。

(3) 農業体験学習を通じた食育の推進

子どもたちが農作物に関する知識や食の大切さを学ぶことができるよう、教育機関などと連携しながら、農業体験学習を積極的に推進します。

目標

指標	現況	21年度目標
妊婦や乳幼児の保護者への食育の推進 〔マタニティ食生活講座の開催回数〕	年4回 (17年度)	年6回
児童生徒への食育の推進 〔朝食を食べない児童の割合〕	4.0%	0%

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
1 消費者支援の実施	【市】 消費者トラブルの相談受付と相談のあっせん 事業者に対する要請や指導の実施 【市民（消費者団体など）】 悪質商法防止のための啓発活動	担い手となる消費者団体・グループの育成
2 食品衛生体制の整備 (1) 食品衛生監視指導の実施	【市】 監視指導の実施 衛生知識の普及・啓発 【市民】 食品衛生知識の向上	

注4) BSE (Bovine Spongiform Encephalopathy)
牛海綿状脳症の略で、牛の神経系の病気。牛の脳が海綿状(スポンジ状)になることから、この名前がつけられた。

2 項 保 健 ・ 医 療 体 制 の 充 実

基本方針

市民が住み慣れた地域で健康に暮らし続けることができるよう、安心できる保健・医療体制づくりにつとめます。

市民の多様な医療ニーズに対応するため、地域の中核的な病院として中長期的な将来展望を踏まえ、市立秋田総合病院の医療スタッフや医療設備の充実をはかり、安全で

良質な医療を提供できる体制の整備につとめます。

市民の健康寿命を延ばすため、生涯にわたる生活習慣病予防策を進めるとともに、市民の自主的な健康づくり運動を支援します。

感染症^(注1)の発生やまん延を予防するため、予防接種の推進や感染症の予防知識の普及につとめます。

主要施策

3 - 2 - 2 - 1 地域保健・医療体制の充実

(1) 市民の健康づくりの推進

市民が住み慣れた地域で健康に暮らすことができるよう、健康づくりの意識向上と健康づくり運動への取り組みを支援するとともに、健康と栄養講話会や運動指導教室などの健康事業を実施します。

また、市民の健康づくり計画である健康あきた市21の後期計画策定にあわせ、市民の生活習慣病発症の予防やメタボリックシンドローム^(注2)該当者の減少に向けた保健指導などの充実をはかります。

【新県都プラン】健康あきた市21推進事業

【新県都プラン】健康増進情報システム統合事業

(2) 市民の健康づくり活動への支援

地域保健推進員^(注3)が地域で開催する健康教室に保健師^(注4)や栄養士を派遣し、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。

(3) 心の健康づくりへの支援

日常生活の様々な場面における心の健康づくり^(注5)について、個別相談や健康教育を行うなど、心の健康づくりを進める取り組みを実施します。

(4) 市立秋田総合病院の医療体制の充実

地域の中核的な病院として、安全で良質な医療を提供するため、市立秋田総合病院における医療スタッフや医療設備の充実をはかります。

また、病診連携^(注6)をさらに進め、市立秋田総合病院の果たすべき役割、機能を確立していくとともに、病床利用率の向上や、経費の見直しなどによって収益性の向上をはかり経営の健全化につとめます。

目標

指標	現況	21年度目標
市民の健康づくりの推進 〔健康教育開催回数〕 〔健康相談開催回数〕	年569回 年724回 (17年度)	年586回 年745回

注1) 感染症
細菌やウイルスなどの病原体が体内に入り増殖して発症する疾患の総称。

注2) メタボリックシンドローム
内臓脂肪による肥満に加えて、高血糖、高血圧、高脂血症を複数あわせ持ち、動脈硬化を飛躍的に進行させてしまう状態。

注3) 地域保健推進員
地域の健康づくりの推進を担う市民で、平成18年7月1日現在、45地区で1,560人が活動している。

注4) 保健師
乳幼児から高齢者までの病気の予防や健康に関する保健指導に従事する、国家資格を有する者。

注5) 心の健康
「心が健康な状態」とは、周囲の人々と適切なかかわりを持ちながら、家庭や職場、地域などの日常生活において、自分の役割を果たし、社会に適応できている状態をいう。

注6) 病診連携
かかりつけ医と総合病院などが相互に協力して連携をはかり、効率的、効果的な医療を提供していくこと。

3 - 2 - 2 - 2
疾病の予防策の実施

(1) 健康診査・各種検診体制の整備

生活習慣病の早期発見・早期治療のため、健康診査^(注7)・各種検診^(注8)を実施するとともに、新たにメタボリックシンドロームの概念を導入した保健指導を実施します。

(2) 健康教育・健康相談の推進

乳幼児から高齢者まで、市民が生涯にわたり健康を保つため、それぞれのライフステージにあわせた食生活、身体活動、ストレス、口腔ケア、喫煙、飲酒などの生活習慣を改善する健康教育・健康相談を推進します。

目標

指標	現況	21年度目標
健康診査・各種検診体制の整備 〔中性脂肪 ^(注9) 値の有所見割合〕	17.0%	15.2%
〔HDLコレステロール ^(注11) 値の有所見割合〕	5.4%	4.8%
〔空腹時血糖 ^(注12) 値の有所見割合〕	8.1%	7.2%
〔血圧の有所見割合〕	60.7% (17年度)	54.2%

3 - 2 - 2 - 3
感染症対策の実施

(1) 感染症予防知識の普及

インフルエンザ、ノロウイルス胃腸炎、結核、エイズなどの感染症を予防するため、研修会の開催や健康教育などの実施により市民に情報を提供し、予防知識の普及をはかります。

感染症患者数の推移

インフルエンザ集団発生件数の推移(件)

	H15年度	H16年度	H17年度
件数	3	8	12

ノロウイルスによる感染性胃腸炎集団発生件数の推移(件)

	H15年度	H16年度	H17年度
件数	1	10	8

結核新登録患者数の推移(人)

	H15年	H16年	H17年
患者数	38	50	47

秋田県内のHIV感染者数・エイズ患者数の推移(累計:人)

	H15年	H16年	H17年
HIV感染者数	9	10	11
エイズ患者数	7	8	9

HIV感染者数・エイズ患者数は都道府県別で公表されています。

(2) 予防接種の充実

感染症の発生を予防するため、定期の予防接種の情報を周知し、接種意識の向上と接種の促進につとめます。

定期の予防接種一覧

実施方式	種別	回数	接種対象年齢	
集団接種	ポリオ	2回	生後3ヵ月～ 7歳6ヵ月未満	
	二種混合	1回	小学6年生	
個別接種	BCG	1回	生後6ヵ月未満	
		三種混合	1期 初回 3回 追加 1回	生後3ヵ月～ 7歳6ヵ月未満
	麻しん風しん (混合・単独)	1期	1回	1歳～2歳未満
		2期	1回	小学校就学前1年間 (5歳以上7歳未満)
	日本脳炎	1期 初回	2回	生後6ヵ月～
		追加	1回	7歳6ヵ月未満
	2期	1回	9歳～13歳未満	
インフルエンザ		毎年1回	65歳以上、60歳以上で心臓・腎臓・呼吸器等に障害者手帳1級程度の障害が認められる者	

注7) 健康診査

基本健康診査のことで、脳卒中や心臓病、高血圧症などの生活習慣病の早期発見と予防のための健診をいう。なお、平成20年度からは、「特定健康診査」として国民健康保険などの医療保険者が実施する。

注8) 各種検診

胃がん、子宮がんなどの各種がん検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診をいう。

注9) 中性脂肪

人間の体内にある脂肪の一つで、活動するために必要なエネルギーとして、脂肪細胞(内臓脂肪、皮下脂肪)のなかに貯えられている。血液中の中性脂肪が増加した状態が続くと、動脈硬化の危険性が高まる。

注10) 有所見

健 診 の 検 査 結 果 に お いて、 基 準 範 囲 (正 常) 以 外 と 診 断 さ れ た 場 合 を いう。

注11) HDLコレステロール

血管壁にたまったコレステロール(血液中に含まれている脂質の一つ)を回収して肝臓に運び、動脈硬化を防ぐように作用する脂質。善玉コレステロールともいわれる。

注12) 空腹時血糖

空腹状態での血液中のブドウ糖の量。一定の数値以上になると糖尿病になる危険性が高まる。

(3) 動物の適正飼養による感染症の予防

狂犬病をはじめとする人獣共通感染症^(注13)を予防するため、犬の登録、予防注射の接種などを進めるとともに、動物の適正飼養について普及・啓発をはかるほか、感染症についての情報提供につとめます。

目標

指標	現況	21年度目標
感染症予防知識の普及 〔市民や事業所に対する啓発のための研修会の実施回数〕	年13回 (17年度)	年17回
動物の適正飼養による感染症の予防 〔登録頭数に対する狂犬病予防注射接種率〕	77.3% (17年度)	80.0%

現在、全国的に犬の登録率は60%未満といわれている。

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
2 疾病の予防策の実施	<p>【市】 生活習慣病予防の普及・啓発 健康診査・各種検診の実施 健康講座などの開催</p> <p>【市民（医師会・歯科医師会）】 健康診査・各種検診への協力</p> <p>【市民】 健康づくり活動の実施</p>	
3 感染症対策の実施 (1) 感染症予防知識の普及	<p>【市】 感染症予防知識の普及 発生時のまん延防止</p> <p>【市民】 感染症の知識習得と予防の心掛け</p>	

3 項 消防・救急体制の充実

基本方針

住宅防火対策を進めるとともに、放火火災をなくすため、消防団や自主防災組織などの組織強化を支援し、連携強化につとめます。

消防力の強化をはかるため、特異災害^(注1)をはじめとする多様な火災・災害を想定

し、装備の近代化と効率的な組織運営などに取り組みます。

より一層効率的な救急体制を構築するために、救急車の適正利用意識の啓発を進めながら、市民による応急手当が日常的に実践される社会の形成をはかります。

注13) 人獣共通感染症
人と人以外の脊椎動物の双方が罹患する感染症。動物から人だけでなく、人本来の感染症が動物に伝播するものも含まれる。

注1) 特異災害
船舶・航空機火災、大規模林野火災、毒劇物漏洩事故など、人命への危険が高く、消防活動も特殊な環境下で困難かつ長時間となり、市民生活の一部にも影響をおよぼす災害。

注2) 防災物品
炎に接しても燃えにくい一定の性能を有する物品。

主要施策

3 - 2 - 3 - 1 火災予防の促進

(1) 住宅防火対策の推進

住宅火災を予防するため、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、カーテン、じゅうたん類などの防災物品^(注2)、火災の発生を防ぐ安全調理器具などの普及促進につとめます。

(2) 放火されない環境づくりの推進

市民の放火火災防止に関する意識を向上させるため、放火火災危険度チェックを実施するなど、消防団や町内会をはじめとする地域住民の協力のもと、放火されない環境づくりを推進します。

(3) 防火管理の徹底

火災発生時に人命に危険がおよぶ可能性が高い建物について、防火管理の徹底をはかるとともに、予防査察などによる違反是正の強化につとめます。

(4) 火災原因調査体制の充実強化

火災調査研修を充実させ、調査員の質の向上につとめるとともに、調査資器材の整備をはかり、精度の高い火災原因調査体制の構築につとめます。

目標

指標	現況	21年度目標
放火されない環境づくりの推進 〔火災件数に占める放火または放火の疑い割合〕	17.0% (15～17年平均)	10.0%以下 (19～21年平均)

3 - 2 - 3 - 2 消防体制の整備

(1) 消防力の強化

特異災害をはじめ多様な火災・災害に対応す

るため、消防施設および装備の近代化をはかり、効率的な組織運営、人材の確保と育成、教育の充実につとめるとともに、適切な消防署所の配置の検討を進め、消防力の強化を推進します。

【新県都プラン】消防水利整備事業

【新県都プラン】車両整備事業

【新県都プラン】消防施設整備関係事業

(2) 消防団組織の充実強化

団員数の減少や高齢化など消防団を取り巻く課題の解決に向け、機能別団員^(注3)や機能別分団^(注4)の導入など組織の充実強化をはかり、より活動しやすい環境の整備につとめます。

【新県都プラン】車両整備事業（非常備）

目標

指標	現況	21年度目標
消防団組織の充実強化 〔定員に対する充足率〕	92.9% (17年度)	95.0%

3 - 2 - 3 - 3

救急・救命体制の整備

(1) 救急・救命体制の強化

市民が常に高度な救命処置を受けられるよう、救急救命士^(注5)や救急隊員を養成するとともに、高規格救急自動車^(注6)を計画的に更新するなど、救急・救命体制を整備します。

【新県都プラン】救急業務高度化推進事業

(2) メディカルコントロール体制^(注7)の充実

救急救命士が常に高度な救命処置を行えるよう、医療機関などとの連携のもと、病院実習などからなる教育体制の充実をはかります。

注3) 機能別団員
大規模災害など特定の活動にのみ参加する団員。

注4) 機能別分団
大規模災害をはじめ予防広報など特定の活動、役割のみ実施する分団。

注5) 救急救命士
救急患者に対し、医師の指示のもと気道確保や点滴、薬剤投与などの高度な救命処置を行う専門職。

注6) 高規格救急自動車
広い車内空間と高度な救命処置に必要な医療資器材を備えた救急自動車。

注7) メディカルコントロール体制
救急現場における、救急救命士などがすみやかに医師から指示・指導・助言を受けられる体制、救命処置に対し医師が事後検証し今後の教育に役立てる体制、救急救命士の再教育体制、の3つの体制。

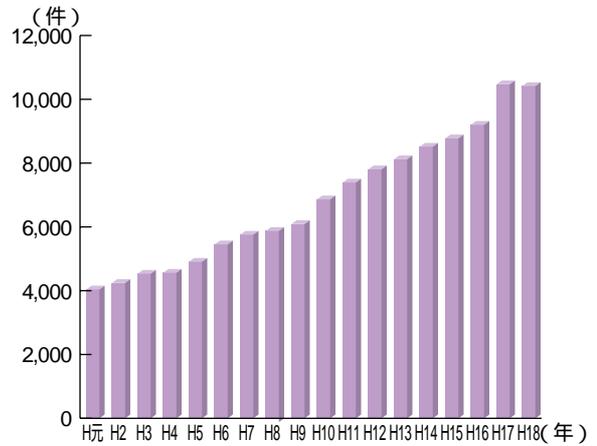
(3) 市民への応急手当の普及・啓発

応急手当の実施率の向上をはかるため、市内各所へのAED^{注8)}設置を促進しながら、その情報を市民へ提供するとともに、応急手当に関する知識などの普及・啓発をはかります。

目標

指標	現況	21年度目標
救急・救命体制の強化 〔救急救命士の数〕	37人	41人
市民への応急手当の普及・啓発 〔講習会修了証取得者〕	67,808人 (人口の20%)	100,000人 (人口の30%)

救急車の出動件数



市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
1 火災予防の促進 (1) 住宅防火対策の推進	【市】 住宅用火災警報器の普及促進をはかるための周知 【市民】 住宅用火災警報器の早期設置	平成23年度までの設置が義務化されていることの周知
1 火災予防の促進 (2) 放火されない環境づくりの推進	【市】 消防団や町内会などとの協力 【市民(消防団・町内会など)】 放火火災予防への自主的取り組み	地域住民との協力体制の構築
3 救急・救命体制の整備 (3) 市民への応急手当の普及・啓発	【市】 AED取り扱いを含む救命講習の実施 救急車の正しい利用周知 【市民】 AEDを用いた応急手当の実践 応急手当講習の受講 救急車の適正利用への理解	

4 項 社会保障制度の確保

基本方針

生活に困窮する市民を援護するため、生活保護の実施により最低限度の生活を保障するとともに、自立支援を推進します。

高齢者が介護を必要とする状態になっても、安心して暮らすことができるようにするため、介護サービスの適切かつ効果的な利用の促進につとめます。また、負担と給付の公平性を確保し、介護給付の適正化を

はかります。

国民健康保険の健全な運営を行うため、保険税の適正賦課をはかるとともに、税収の確保につとめます。また、国民健康保険加入者の疾病の早期発見と自主的な健康管理のため、保健事業の充実につとめます。

市民の老後における年金受給権を確保するため、年金事務の適正な処理と制度の周知につとめます。

注8) AED (Automated External Defibrillator)
自動体外式除細動器。突然心臓がけいれんするなどの心臓機能が停止した人に対して、電気ショックを与えることにより正しい拍動に戻し、蘇生するための医療機器。

主要施策

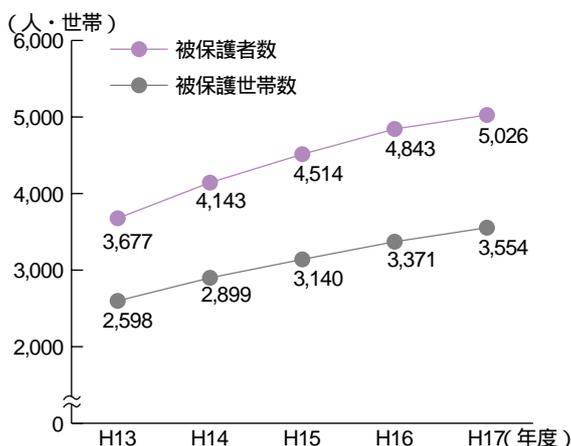
3 - 2 - 4 - 1

生活保護の適正実施と自立支援の促進

(1) 生活保護の適正実施

生活保護は、市民生活の最後のよりどころとなる制度であることから、国の基準に基づき、困窮する市民に必要な援助を行います。

被保護世帯数および被保護者数の推移



(2) 自立支援プログラムの策定・実施

被保護世帯の自立支援を推進するため、ハローワークと連携した就労支援を行うとともに、生活面で問題を抱える母子世帯などに対し、保健師^(注1)などの資格を有する専門員による、自立に向けた助言・指導を行います。

3 - 2 - 4 - 2

介護保険の適正な運営

(1) 適正な介護保険給付の推進

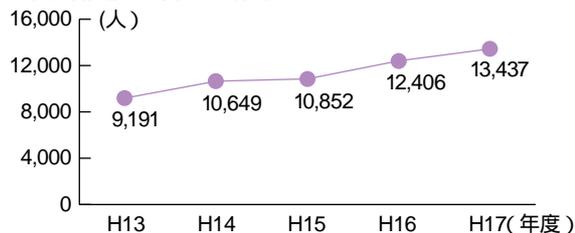
適正な介護サービスの利用を推進するため、給付状況の調査・照合などを行います。

(2) 公平・公正かつ適切な要介護認定の推進

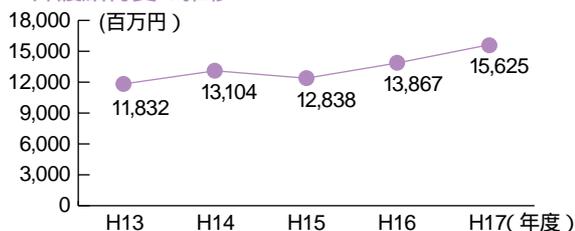
訪問調査や認定審査を公平・公正に実施するとともに、訪問調査員と認定審査会委員の専門知識と能力の向上をはかることにより、要介護度^(注2)を適切に認定します。

注1) 保健師
乳幼児から高齢者までの病気の予防や健康に関する保健指導に従事する、国家資格を有する者。

要介護認定者数の推移



介護給付費の推移



要介護度の状態区分

要介護度	心身の状況(例)
要支援1・2	社会的支援を要する状態 食事・排せつなどの日常生活上の基本動作はほぼ自分でできるが、歩行や立ち上がる時にいくらか不安定さがみられ、浴槽の出入りなどに一部介助を要する状態。
要介護1	部分的な介護を要する状態 立ち上がるときや歩行などが不安定。排せつ、入浴などに一部介助が必要な状態。
要介護2	軽度の介護を要する状態 立ち上がったたり、歩行などが自力では困難。排せつ、入浴などで一部または全体に介助が必要な状態。
要介護3	中等度の介護を要する状態 立ち上がったたり、歩行などが自力ではできない。排せつ、入浴、衣類の着脱などで全体の介助が必要な状態。
要介護4	重度の介護を要する状態 排せつ、入浴、衣服の着脱など日常生活に全面的介助が必要な状態。
要介護5	最重度の介護を要する状態 意思の伝達が困難。生活全般について全面的介助が必要な状態。

(3) 介護保険の普及・啓発

広報活動により介護保険の普及・啓発をはかるとともに、サービス内容や事業所などの情報を提供し、効果的なサービス利用を促進します。

注2) 要介護度
身体上または精神上の障害の状態に応じた、入浴、排せつ、食事などの日常生活における介護の必要度。

(4) 家族介護用品支給事業

要介護4または要介護5の重度の要介護者^(注3)を在宅で介護する市民税非課税世帯の経済的負担の軽減をはかるため、在宅介護に必要な介護用品を支給します。

(5) 要支援者への介護予防サービスの推進

要支援者^(注4)の状態の維持・改善をはかるため、日常生活を営むうえでの心身の機能を向上させる介護予防通所介護^(注5)や介護予防訪問介護^(注6)などの介護予防サービスの推進につとめます。

目標

指標	現況	21年度目標
要支援者への介護予防サービスの推進 〔要支援・要介護1の状態の維持率〕	-	10.7%

国の指針に基づき、介護予防サービスの実施効果として、要支援・要介護1に該当する人数の10%が要介護2以上へ介護度が悪化することを防ぐために設定した目標。

3 - 2 - 4 - 3

国民健康保険の健全な運営

(1) 収納率向上対策事業

国民健康保険税の収納率向上をはかるため、国民健康保険制度に関する広報活動を行うとともに、滞納整理システムの導入などによる

収納体制の充実強化や口座振替の加入促進につとめます。

(2) 医療費適正化対策事業

医療費の適正化をはかるため、適正なレセプト^(注7)点検につとめるとともに、被保険者に医療費通知を送付します。

(3) 国民健康保険加入者への保健事業の実施

被保険者の疾病の早期発見、早期治療、健康保持・増進をはかるため、人間ドックや健康診査^(注8)助成事業などを行います。

目標

指標	現況	21年度目標
収納率向上対策事業 〔現年度収納率〕	89.1% (17年度)	89.1%以上

3 - 2 - 4 - 4

国民年金事務の適正な処理

(1) 国民年金事務の適正な処理と制度の周知

国の法定受託事務^(注9)である各種国民年金について、届出などの事務を適切に処理するとともに、社会保険事務局、社会保険事務所と連携しながら、国民年金制度の周知につとめます。

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
2 介護保険の適正な運営	【市】 適切なサービス利用に向けた事業所などとの連携 【市民（サービス提供事業所など）】 要介護度に応じた適切かつ効果的なサービスの提供	

注3) 要介護者

身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事などの日常生活における基本的な動作の全部または一部について、常時介護を要すると見込まれる状態にある者。

注4) 要支援者

介護が必要な状態まではいかないものの、日常生活を営むうえで支障が見込まれる状態にある者。

注5) 介護予防通所介護

老人デイサービスセンターなどに通い、入浴・食事などの日常生活上の支援と身体機能の向上のための訓練を行うサービス。

注6) 介護予防訪問介護

介護福祉士などが居宅に訪問し、掃除、買い物、調理などの日常生活上で自らが行うことが困難なことに対して支援を行うサービス。

注7) レセプト

病院や診療所が医療費の保険負担分の支払いを保険者に請求するための診療報酬明細書。

注8) 健康診査

基本健康診査のことで、脳卒中や心臓病、高血圧症などの生活習慣病の早期発見と予防のための健診をいう。なお、平成20年度からは、「特定健康診査」として国民健康保険などの医療保険者が実施する。

注9) 法定受託事務

国や他の地方公共団体から委託され、地方自治体が代行して行う事務。